

《参考：各土地利用誘導区域の土地利用の基準一覧》

区分	住環境保全区域			農業保全区域	自然保全区域	集落居住区域	教育環境保全区域	防災調整区域	地区まちづくり計画策定区域(愛知大学跡地地区)
	A	B	C						
農産物加工施設	—	—	×※1	—	×	×	×※1	※17	—
その他の農業関連施設	—	—	—	—	×	—	—		—
農家住宅・分家住宅	—	—	—	—	×※2	—	—		—
集会所	—	—	—	—	×	—	—		—
日常生活関連施設	—	—	—	—	×	—	—		—
社寺仏閣	—	—	—	—	×	—	—		—
社会福祉施設	—	—	—	—	×	—	—		—
バスターミナル	—	—	—	—	×	—	—		—
ドライブイン・ガソリンスタンド	—	—	—	—	×	—	—		—
火薬庫・火薬類製造所	—	—	×※1	—	×	×	×※1		—
危険物貯蔵処理施設 ※5	—	—	×※1	—	×	×	×※1		—
運動・レジャー施設	—	—	—	—	×	—	—		—
ホテルまたは旅館	—	—	×	×	×	×	×		—
風俗営業または性風俗関連特殊営業を営む施設 ※6	—	—	×	×	×	×	×		—
カラオケボックス	—	—	×	×	×	×	×		—
資材置場用地 ※7	×	×	—	—	×※3	—	—		×
駐車場用地 ※8	—	—	—	—	×※3	—	—		—
洗車場用地 ※9	×	×	—	—	×	—	—		×
廃自動車等保管場用地 ※10	×	×	×	×	×	×	×		×
土石等採取用地 ※11	×	×	×	×	×	×	×		×
土砂等埋立用地 ※12	×※4	×※4	×※4	×※4	×※4	×※4	×※4	×※4	
土砂等一時堆積用地 ※13	×	×	×	×	×	×	×	×	
廃棄物処理施設用地 ※14	×	×	×※18	×※18	×	×※18	×※18	×	
墓地・墓園等用地 ※15	×	×	×	—	—	×	—	×	
その他各誘導区域の環境を著しく悪化させるおそれのある土地利用	×	×	×	×	×	×	×	×	
大規模特定開発事業用地 ※16	×	×	×	×	×	×	×	—	

×：不可    —：土地利用誘導区域に係る規定は無く、都市計画法等の他法令に準拠。

※1 市街化区域においては、各用途地域が定める規制内容に準ずる。

※2 当該区域以外に代替地がない場合を除く。

※3 自己の事業の用に供するためのもので1,000㎡未満のものを除く。この場合、開発区域の周りを樹高1.5m以上の中高木により、植栽で囲わなければならない。

※4 農地における土砂等（土砂およびこれに混入しまたは吸着したものをいう。）の埋立て等（開発区域以外の場所から発生しまたは採取された土砂等による土地の埋立、盛土、その他土地への土砂等の堆積を行う行為をいう。）で、3ヶ月を超える期間で行うものまたは現況の高さから60cmを超える土壌の掘削を伴うものは、土砂等埋立用地としての土地利用とみなす。

※5 準住居地域に建築することができるもの。

※6 風俗営業とは、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいい、性風俗関連特殊営業とは、同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。

※7 資材置場用地とは、資材、容器、機械、その他の物件を保管するために使用する土地をいう。

※8 駐車場用地とは、自動車の駐車のために使用する土地をいう。

※9 洗車場用地とは、自動車の洗車のための施設の用に供する土地をいう。

※10 廃自動車等保管場用地とは、用途を廃止した自動車、使用済みの自動車用タイヤ、建設廃材、使用済み家庭電化製品、使用済み家具、古紙、ビン、カンその他これらに類するものを屋外において集積して保管するために使用する土地をいう。

※11 土石等採取用地とは、土石等（岩石、砂利（砂および玉石を含む。）、土または鉱物をいう。）の採取（継続的な採取に限らず一時的な採取を含む。）の用に供する土地をいう。

※12 土砂等埋立用地とは、土砂等の埋立て等のために使用する土地をいう。

※13 土砂等一時堆積用地とは、主として他の場所への搬出を目的として土砂等を一時的に堆積するために使用する土地をいう。

※14 廃棄物処理施設用地とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の分別、保管、積替え、再生、処分等を行うための施設の用に供する土地をいう。

※15 墓地、墓園等用地とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項に規定する墳墓その他これに準ずる施設の集積的な設置の用に供する土地およびバット霊園の用に供する土地をいう。

※16 大規模特定開発事業用地とは、開発区域の面積が5ha以上の特定開発事業の用に供する土地をいう。ただし、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）用施設および流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）における認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設等は除く。

※17 防災調整区域における防災措置および入居者への周知

- ・ 開発事業に当たっては、事業者は、開発区域における浸水実績や浸水被害の予測を考慮し、床の高さの確保や浸透地盤の使用など、災害による被害を軽減するために、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 宅地分譲、住宅販売などを目的とした開発事業を行う場合は、事業者は開発区域における浸水実績、浸水予測およびその対策のために講じた措置を入居者に周知するための計画を策定しなければならない。

※18 みよし市が設置するリサイクルステーションと同程度のものを設置するために使用する土地を除く。